

綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、市民の快適な生活環境を保持するため、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術又は耳カット施術に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 市内において飼い主が所有又は占有の意思をもって、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 市内に生息する飼い猫以外の猫をいう。
- (3) 不妊・去勢手術 獣医師による雌猫の卵巣若しくは卵巣及び子宮の両方を摘出する手術又は雄猫の精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (4) 耳カット施術 不妊・去勢手術を行った猫であると識別するために、獣医師により耳の片方をV字にカットする施術をいう。
- (5) 市内在住者 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内在住者で、第6条の申請を行った日の属する年度の4月1日において、満18歳以上のもの
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項に規定する第一種動物取扱業の登録を受けた者のうち、猫の販売業を営むものでないもの
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有しない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術又はそれに伴う耳カット施術（以下「不妊・去勢手術等」という。）に要した費用とする。ただし、当該猫が不妊・去勢手術に至らなかった場合の診察に要した費用若しくは処置費用、耳カット施術のみの実施に要した費用又は他の補助制度等の対象となっている経費については、交付の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、不妊・去勢手術等を行った飼い主のいない猫（以下「対象猫」という。）1頭につき補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とし、10,000円

を上限とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象猫が不妊・去勢手術等を行った日から起算して60日を経過した日又は対象猫が不妊・去勢手術等を行った日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(遵守事項)

第9条 申請者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い猫を捕獲することがないように十分調査し、その証として確認者（申請者と同一の世帯に属する者及び親族（団体にあっては、団体構成員と同一の世帯に属する者及び親族）以外の市内在住者であって、飼い主のいない猫の捕獲場所から半径500メートル以内に住所を有するもの）を1人確保すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (2) 対象猫について、終生飼育する飼い主を探すよう努めること。
- (3) 猫の捕獲、不妊・去勢手術等の実施並びに補助金の交付申請及び交付決定後も含め対象猫に関する問題等について、自らが一切の事項について責任を負い、問題等が生じたときは誠意をもって解決を図ること。
- (4) 不妊・去勢手術を実施した猫には、その実施を識別できるようにするため、耳カット施術を受けさせること。ただし、室内で飼育する場合は、耳カット施術を受けさせることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月6日から施行し、同日以後に行った手術から適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付申請書

綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円（ 頭）

2 内訳

番号	捕獲場所	性別 (該当に○)	毛色、 柄	手術等実施 年 月 日	補助対象 経 費	交 付 申 請 額
1	綾部市	雄・雌		年 月 日	円	円
2	綾部市	雄・雌		年 月 日	円	円
3	綾部市	雄・雌		年 月 日	円	円

3 添付書類

- (1) 対象猫の正面を含む全身の写真
- (2) 耳カット施術を行った場合は、そのことが分かる写真
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

誓約書兼同意書

綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金を申請するに当たり、綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱第9条を遵守し、次の内容について誓約・同意します。

【遵守事項】

- 1 飼い猫を捕獲することがないように十分調査し、その証として確認者（申請者と同一の世帯に属する者及び親族（団体にあっては、団体構成員と同一の世帯に属する者及び親族）以外の市内在住者であって、飼い主のいない猫の捕獲場所から半径500メートル以内に住所を有するもの）を1人確保すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 対象猫について、終生飼育する飼い主を探すよう努めること。
- 3 猫の捕獲、不妊・去勢手術等の実施並びに補助金の交付申請及び交付決定後も含め対象猫に関する問題等について、自らが一切の事項について責任を負い、問題等が生じたときは誠意をもって解決を図ること。
- 4 不妊・去勢手術を実施した猫には、その実施を識別できるようにするため、耳カット施術を受けさせること。ただし、室内で飼育する場合は、耳カット施術を受けさせることができる。

【同意事項】

- 1 綾部市が私の市税の納付状況を確認すること。
- 2 交付決定後、不正受給が発覚した場合は、速やかに補助金を返還すること。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

生年月日

確認者記入欄

申請者が捕獲した猫について、飼い主のいない猫であることを確認しました。	
確認者氏名 (自署又は押印)	
住 所	綾部市
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	— —
確 認 日	年 月 日

綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等実施証明書

1. 猫の個体情報

番号	捕獲場所	性別 (該当に○)	毛色、 柄	手術等 実施内容	手術等 実施年月日	手術等 実施費用
1	綾部市	雄・雌		☐ 卵巣摘出 ☐ 卵巣子宮摘出 ☐ 精巣摘出 ☐ 耳カット施術	年 月 日	円
2	綾部市	雄・雌		☐ 卵巣摘出 ☐ 卵巣子宮摘出 ☐ 精巣摘出 ☐ 耳カット施術	年 月 日	円
3	綾部市	雄・雌		☐ 卵巣摘出 ☐ 卵巣子宮摘出 ☐ 精巣摘出 ☐ 耳カット施術	年 月 日	円

2. 獣医師の証明欄

申請者の記入内容を確認し、上記の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術等を実施したことを証明します。

年 月 日

住 所

病 院 名

獣医師名

印

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金の交付につきまして、下記のとおり決定しましたので、綾部市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）